

救護施設しらがね寮移譲先公募要項に関する質疑回答

令和 6 年 11 月 18 日

項 目	公募要項 (1) ページ・項目：(公募の趣旨)
質問内容 (1)	しらがね寮が昭和 43 年に旧上村で開設されたとあります。今回のしらがね寮の民営化に関する議会審議では、おそらく旧上村において救護施設を設置運営するに至った経緯について確認がなされたことが想像でされます。 社会福祉法人として民間移譲を希望する意思を決定する上において、この点は必要不可欠な情報であるため、ご説明をお願いしたいと思います。
回 答	昭和 40 年初頭に、当時の上村長尾方 亨氏が、球磨人吉管内における保護世帯中、救護を要すると思慮される者 60 名ほどを把握しており、当時、陸の孤島といわれた球磨人吉の地に救護する施設がなく、遠隔地の施設の空席を待つ措置をする状況であったため、地域住民の福祉向上のため、熊本県に救護施設の設置を申請し、全国でも初の村が運営する救護施設が建設されました。(上村史に記載)

項 目	公募要項 (1) ページ・項目：(公募の趣旨)
質問内容 (2)	民間移譲の理由が「民間施設においても十分提供可能だから」とありますが、これが民間移譲の中心的理由とは受け止めがたいと判断しています。 民間の社会福祉法人は、社会福祉協議会のように収支赤字を市町村が補填するような「運営」ではなく、企業と同様の「経営」であって、収支赤字では法人経営は継続できません。 しらがね寮の運営収支状況を把握しないままに公募判断はできませんので、少なくとも直近 5 年間の収支決算書をお示していただく必要があると思っております。
回 答	●別紙、資料あり

救護施設しらがね寮 収支決算書（R1年からR5年まで）								
歳入		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
	事務費負担金	111,680,039	110,931,040	107,273,920	107,396,100	116,063,500		
	保護費負担金	15,854,360	14,265,493	14,422,125	15,201,076	15,817,437		
	県補助金	0	1,500,000	0	621,626	628,078		
	自己負担金	22,730,083	24,119,371	22,178,915	21,554,707	22,867,307		
	自己負担金（過年度分）	122,000	0	0	0			
	しらがね寮職員給食費	219,600	219,000	219,000	219,900	226,920		
	廃食油引取料	1,200	1,200	1,300	2,000	2,000		
	合計①	150,607,282	151,036,104	144,095,260	144,995,409	155,605,242		
歳出	総務費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
		報酬	16,219,120	17,666,331	23,513,760	25,320,492	26,805,111	
		給与	49,526,904	52,931,178	50,330,790	46,943,700	45,508,308	
		職員手当等	28,315,996	31,318,208	29,870,733	28,772,675	29,039,677	
		共済費	18,328,791	19,525,627	20,164,388	18,646,677	18,859,806	
		報償費	0	1,500,000	0	0	0	
		旅費	779,200	225,200	365,100	848,230	528,910	
		需用費	1,513,754	3,727,317	1,347,549	1,337,857	3,440,996	
		役務費	517,317	578,190	550,986	617,937	450,000	
		委託料	21,959,445	23,741,188	26,428,384	26,240,119	29,922,079	
		使用料及び賃借料	377,680	402,226	386,765	407,718	344,225	
		工事請負費	216,000	10,902,010	5,896,000	5,500,000	11,481,058	
		備品購入費	0	2,304,500	201,490	2,032,580	5,748,710	
		負担金及び交付金	207,500	206,300	158,000	194,300	189,000	
	公債費	16,400	68,600	22,800	68,600	22,800		
	合計②	137,978,107	165,096,875	159,236,745	156,930,885	172,340,680		
	事業費	報酬	450,000	290,000	250,000	430,000	450,000	
		旅費	120,300	48,400	126,900	107,200	116,000	
		需用費	33,133,280	33,153,469	32,814,030	35,196,052	34,157,085	
		役務費	481,170	497,788	544,979	296,018	288,538	
		使用料及び賃借料	797,818	281,926	676,012	674,126	833,057	
		負担金及び交付金	74,400	44,400	44,400	52,900	78,100	
		扶助費	2,521,861	2,439,302	1,695,345	1,261,010	1,812,885	
合計③		37,578,829	36,755,285	36,151,666	38,017,306	37,735,665		

項 目	公募要項 (1) ページ・項目：(公募の趣旨)
質問内容 (3)	令和 8 年度から民間へ委譲することとした。とありますが、これまでの公設公営において生じてきたハード面やソフト面の運営

	上の課題は、すべて移譲先が担うこととなります。 本来は、このような課題は公設民営の体制において、双方の協力によって改善が諮られた上で、完全民営化を図ることが望ましく、安定的な民間移譲は困難と考えます。 このような意味を含め、なぜ公設民営を経ずに一気に完全民営化とすることが望ましいという結論に至ったのか、その理由についてご説明ください。
回 答	あさぎり町救護施設あり方検討委員会によりさまざまな選択肢（「公設公営」「公設民営」「民設民営」等）を含め検討をいただき報告書が提出され、最終的な判断については町長へ委ねられました。 執行部内では、協議、視察研修等を重ね、移譲先・町の双方において優位と考えられる民設民営化を判断しました。

項 目	公募要項 (2) ページ・項目：(3 公募内容 (2) 移譲の条件)
質問内容 (4)	①基本的事項 アに、「運営に関する町の指導等を遵守してください」とあり、イに「令和 8 年 4 月 1 日を事業開始予定」として諸手続きを経て「運営を開始してください」とあります。 つまり、この「運営」は、移譲後の施設運営と考えられますが、公設民営ではないにも関わらず、町の指導下とする内容が示されている理由についてお聞かせください。
回 答	移譲までは、民営化に向けた協議や引継ぎ、熊本県への手続等が必要となるため、手続きを進めるうえでこのような記載となっております。 移譲後において、町が指導等する立場にはありません。(熊本県管轄)

項 目	公募要項 (2) ページ・項目：(3 公募内容 (2) 移譲の条件)
質問内容 (5)	③しらがね寮の職員の雇用に関すること 「現状のしらがね寮で雇用している従業者が引き続き勤務を希望する場合は勤務させるよう努めてください」といった内容が示されています。

	希望があった場合は必ず雇用しなければならないのか、移譲先の人事判断で構わないのか、曖昧な表現になっていますのでご回答ください。
回 答	現在、救護施設に勤務する職員については、設備や利用者の状況等を熟知する、即戦力として活躍できる人材であると考えており、引き続き勤務を希望する者については、雇用していただけるようお願いするものでございます。 雇用に関しては、移譲先において面接等実施され判断されるものと考えます。

項 目	公募要項 (2) ページ・項目：(3 公募内容 (2) 移譲の条件)
質問内容 (6)	④土地、建物、物品に関すること 移譲価格は、いくつかの評価方法が考えられますが、その評価方法と、現時点から令和 8 年の移譲時の評価額であるのか、固定資産管理台帳内訳書をお示しください。 また、公募から移譲迄の期間に修繕を要する個所や、物品入れ替え等を要する個所や、物品の入れ替え等を要する状況について、条件が大きく変化しないよう譲渡要件が守られるのか等、詳細をお聞かせください。
回 答	土地、建物の評価額については、令和 6 年度 3 月末における不動産鑑定士による不動産鑑定評価によるものです。 物品につきましては、減価償却期間が残存する高額な物品のみを評価しております。 移譲価格につきましては町の条例に沿って、土地、建物については評価額から 3 割減額、物品については 5 割減額した移譲価格を提示しております。 施設や物品等において修繕等必要とする部分においては、提示しました収支決算書をご覧ください確認いただければと思いますが、必要と考えます修繕や物品の入れ替えについては実施しております。 また、移譲前の建物及び物品等の修繕・故障等については町で対応いたします。

項 目	公募要項 (2) ページ・項目：(3 公募内容 (2) 移譲の条件)
質問内容 (7)	ウ 土地・建物は、施設移譲後 10 年間は、救護施設の用途以外の使用を認めません。とありますが、この 10 年間で設定された根拠や理由についてお聞かせください。
回 答	施設の運営に関しては、利用者への負担等も考慮し同じ法人においての継続した救護施設の運営をお願いするもので、期間を 10 年としております。

項 目	公募要項 (2) ページ・項目：(3 公募内容 (2) 移譲の条件)
質問内容 (8)	① 基本的事項 オ 移譲後 10 年間は継続経営することとあります。④ 土地、建物、物品に関すること ウ 土地・建物は、移譲後 10 年間は、救護施設の用途以外の使用を認めないとあります。この二つの事項が守られなかった場合の取り扱いについて教えてください。また、移譲後は熊本県の指定管理下に入りますが、赤字経営が続く場合、継続困難となるため、当然、廃止や他法人への譲渡について、熊本県との協議に入ることが想定されます。10 年間の継続経営要件を満たせず、廃止や他法人への譲渡を行う場合の取り扱いについても、どのようにお考えなのか教えてください。
回 答	応募に関しては、公募要項記載内容をご理解いただいた上で応募いただいたものと考えます。 移譲後は、熊本県の監督により運営をしていただくこととなりますので、不測の事態に関する対応は熊本県との協議により決定していくものとなります。